

議案第4号

交野市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

交野市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年2月24日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 押印見直し等に関し、関係条例の整備を行いたいため。

交野市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案

交野市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(交野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 交野市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第10条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第11条第2項及び第12条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(交野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 交野市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「宣誓書に署名」を「宣誓書を任命権者に提出」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

(交野市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 交野市火入れに関する条例(昭和59年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「昭和」及び「印」を削る。

別記様式第2号中「昭和」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にあるこの条例による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この条例による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

